

別表1 (第5条関係)

補助対象経費	補助金額	その他
<p>店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。消費税を除く。）</p> <p>（注）ただし、事業の用に供さない部分を含む場合は、事業の用に供す部分の割合を補助対象とする。</p> <p>設備購入費については、店舗内に固定化するものとし、容易に移動が可能なものは除く。</p>	<p>補助対象経費の1/2以内 補助限度額は50万円</p> <p>ただし、別途指定する対象区域 図示す、主要エリア内の出店については、補助対象経費の2/3以内、補助限度額は100万円とする。</p> <p>（注）算出して得た額に100円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。</p>	<p>申請者は、審査会に出席しなければならない。</p>